

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目 次

規 則

ページ

○行政組織規則の一部を改正する規則

（人事課）

一

○事務委任規則の一部を改正する規則

（同）

一

○特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

（水産業基盤整備課）

一

訓 令 甲

○事務決裁規程の一部を改正する訓令

（人事課）

四

告 示

○宮城県資源管理方針の公表

（水産業基盤整備課）

五

規 則

行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百八号

行政組織規則の一部を改正する規則

行政組織規則（昭和三十五年宮城県規則第七十六号）の一部を次のように改正する。

第十六条みやぎ米推進課の分掌事務の項第十号中「検査取締り」を「立入検査等」に改める。

第六十三条第八項農業振興部の分掌事務の項第十七号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に、「登録、取締り等」を「届出、登録及び立入検査等」に改める。

第七十三条第四項第十九号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

事務委任規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百九号

事務委任規則の一部を改正する規則

事務委任規則（昭和三十五年宮城県規則第七十七号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項第十二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号イ中「第二項」を「第三項」に改め、同号ホ中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同号ヌを削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則をここに公布する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県規則第百十号

特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則

（趣 旨）

第一条 この規則は、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号。以下「法」という。）第二十六条

第一項及び法第三十条第一項の規定に基づき、並びに法及び漁業法施行規則（令和二年農林水産省

令第四十七号）を実施するため、特定水産資源の漁獲量等の報告に関して必要な事項を定めるもの

とする。

（漁獲量等の報告の方法）

第二条 法第二十六条第一項及び法第三十条第一項の規定による報告は、県の使用に係る電子計算機

（入出力装置を含む。）と漁獲量等の報告をする者（以下「報告者」という。）の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織（以下「電子情報処理組織」という。）を使用して行うものとする。

2 前項の規定により行われた報告は、同項の県の使用に係る電子計算機に備えられたファイルへの記録がされた時に知事に報告されたものとみなす。

3 第一項の規定にかかわらず、電子情報処理組織の異常若しくは保守点検又は報告すべき事項が著

しく急激に増加したことその他やむを得ない事由がある場合には、漁獲割当管理区分に係る報告にあつては様式第一号により、漁獲割当管理区分以外の管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。）に係る報告にあつては様式第二号により、漁獲努力量管理区分に係る報告にあつては様式第三号により行うことができる。

4 前項の規定による報告を郵便又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成十四年法律第九十九号）第二条第六項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第九項に規定する特定信書便事業者による同条第二項の信書便で提出した場合には、特定水産資源を陸揚げした日から知事に報告するまでの期間の計算について、送付に要した日数は算入しない。

（代理人による報告）

第三条 法の規定に基づく報告をしようとする者が、代理人により当該報告をする場合には、あらかじめ、様式第四号を知事に提出しなければならない。

附則

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

2 海洋生物資源の採捕の数量等報告規則の廃止

（経過措置）
3 旧規則第五条第一項の表三の項及び七の項の上欄に掲げる第一種特定海洋生物資源に係る報告については、令和三年三月三十一日までの間、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

4 旧規則第五条第一項の表六の項及び八の項の上欄に掲げる第一種特定海洋生物資源に係る報告については、令和三年六月三十日までの間、旧規則の規定は、なおその効力を有する。

5 旧規則の規定による諸様式で取扱い上著しく支障のないものについては、当分の間、この規則の規定によるものとみなす。

様式第一号（漁業法第26条関係）

漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）
及び個人情報取扱の取扱いに関する同意書

年 月 日

宮城県知事 殿

氏名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）
住所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

1 漁獲量等の報告
漁業法（昭和24年法律第267号）第26条第1項の規定に基づき、漁獲量等について、次のとおり報告します。

漁獲割当割合設定通知書の番号	
特定水産資源の名称	
漁獲割当管理区分の名称	
設定を受けた年次漁獲割当量	(単位:)
陸揚げした日／漁獲量 (kg)	

2 個人情報取扱の取扱いに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（独立行政法人等の保有する個人情報保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等を含む。）、宮城県の機関、その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。

（記載要領）

- 複数の漁獲割当割合の設定を受けている漁獲割当割合設定者が複数の漁獲割当割合又は特定水産資源について報告を行う場合には1の表の右側に欄を設けて報告することができる。
- 「漁獲割当割合設定通知書の番号」の欄について、漁獲割当割合設定通知書の番号等当該漁獲量等の報告の対象となった年次漁獲割当量が区別できる内容を記載することとする（漁獲割当割合設定者が同じ特定水産資源について2つ以上の漁獲割当割合の設定を受けている場合に限る。）。
- 「特定水産資源の名称」の欄について、くろまぐろの漁獲量の報告の場合には、「くろまぐろ（小型魚）」と「くろまぐろ（大型魚）」は異なる特定水産資源であることから、異なる欄に分けて記入することとする。
- 「設定を受けた年次漁獲割当量」の欄について、年次漁獲割当量の移転の認可を受けた場合にあっては移転後の年次漁獲割当量を、年次漁獲割当量を承継した場合にあっては承継後の年次漁獲割当量を、それぞれ記入することとする。
- 「陸揚げした日」の欄について、くろまぐろの養殖用種苗の場合には、いけす（移送用の仮いけすを含む。）に入れた日を記入することとする。

様式第4号

漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状
及び個人情報取扱いいに関する同意書

年 月 日

宮城県知事 殿

(委任者)

氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)
住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)

1 漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任

私は、漁業法(昭和24年法律第267号。以下「法」という。)の規定に基づく報告について、(1)の者を代理人として定め、(2)に定める期間において、(3)に定める報告に係る事務を委任します。

(1) 代理人

氏名
住所

(2) 委任期間

年 月 日から 年 月 日まで

※ なお、委任者から委任期間終了の30日前までに委任期間を延長しない旨の申出を行わない場合には、当該委任期間を1年間延長することといたします(翌年以降も同様。以下「延長された委任期間」という。)。委任期間(延長された委任期間を含む。)中に委任を解除する場合には、委任者は委任を解除する日の30日前までに代理人及び知事に対してその旨を申し出ることといたします。

(3) 委任事項 (☑を入れる。)

法第26条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

法第30条第1項の規定に基づく知事に対する報告(非漁獲割当管理区分における漁獲量等の報告)

2 個人情報取扱いいに関する同意

上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、宮城県の機関、その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。

(記載要領)

1 委任者が複数の場合には、連名で1通の委任状を作成することもできる。

2 1(3)の委任事項の欄について、委任する事項を限定する場合には、当該委任する事項のみ記載し、委任しない事項を割ることとする。

3 1(3)の委任事項の欄について、法第26条第1項及び法第30条第1項の報告に加え、次に掲げる報告を委任事項に追加することができる。

法第58条の規定により読み替えて準用する法第52条第1項の規定に基づく知事に対する報告(知事許可漁業における資源管理の状況等の報告)

法第90条第1項の規定に基づく知事に対する報告(漁業権漁業における資源管理の状況等の報告)

訓 令 甲

○宮城県訓令甲第二十六号

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程(昭和三十五年宮城県訓令甲第二十四号)の一部を次のように改正する。

別表第一農政部長のみやぎ米推進課に係る専決事項の項第二号及び同表みやぎ米推進課長の専決事項の項第二号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号ホ中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同号ヲ中「肥料取締法施行令」を「肥料の品質の確保等に関する法律施行令」に改め、同号ワを削り、同表農政部長の園芸振興室に係る専決事項の項に次の一号を加える。

四 花ぎの振興に関する法律(平成二十六年法律第百二号)第四条の規定による振興計画の策定及びその変更

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第一号中ホを削り、同号ニ中「第三十六条」を「第八十八条」に改め、同号ニを同号ホとし、同号ハ中「第二十六条」を「第七十九条」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「第二十四条」を「第七十八条」に改め、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第十条」を「第六十九条」に改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 漁業の許可(第五十七条)

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第一号に次のように加える。

ウ 沿岸漁場管理団体の指定(第百九条)

別表第一水産林政部長の水産業振興課に係る専決事項の項第二号中「昭和四十一年宮城県規則第七十三号」を「令和二年宮城県規則第百三十三号」に改め、同号イ中「第二十一条」を「第六条」に改め、同号ロ中「漁業調整等のための」を「公益上の必要による」に、「変更等」を「取消し等」に、「第三十二条」を「第二十三条」に改め、同号ハ中「許可船舶」を「違反行為をした者が使用する船舶」に、「及び検査(第四十九条)」を「並びに漁具等の使用禁止及び陸揚命令(第五十三条)」に改め、同号ニ中「第五十条」を「第五十四条」に改め、同号中ホ及びハを削り、同項中第三号を削り、第四号から第十一号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一水産業振興課長の専決事項の項第二号中ロを削り、同号イ中「第八条」を「第一百六条」に

改め、同号イを同号ロとし、同号にイとして次のように加える。

イ 漁業の許可（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）（第五十七条）

別表第一水産業振興課長の専決事項の項第二号ハ中「第百二十九条」を「第百七十条」に改め、同号ハを同号ホとし、同号ロの次に次のように加える。

ハ 沿岸漁場管理規程及びその変更の認可（第百十一条）

ニ 特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外の許可（地方振興事務所長の専決に係るものを除く。）（第百三十二条、漁業法施行規則（令和二年農林水産省令第四十七号）第四十二条）

別表第一水産業振興課長の専決事項の項第三号ホ中「第四十八条」を「第五十二条」に改め、同号ニを削り、同号ハ中「第十九条」を「第二十九条」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロを同号ハとし、同号イ中「第七条」を「第四条」に改め、同号イの次に次のように加える。

ロ 漁業の起業の認可（第六条）

別表第一水産業振興課長の専決事項の項中第四号を削り、第五号から第十五号までを一号ずつ繰り上げる。

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項中第三十五号を次のように改める。

三十五 漁業法の施行に関する次のこと。

イ 漁場等の標識の設置命令（第百二十二条）

ロ 特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外の許可（採捕の区域が所管区域を超えるものを除く。）（第百三十二条、漁業法施行規則第四十二条）

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第三十六号中「第六十六条」を「第五十七条」に改め、同号イ中「第七条」を「第四条」に改め、同号中ロ及びハを削り、同号ニ中「第二十一条」を「第六条」に改め、同号中ニをロとし、ロの次に次のように加える。

ハ 漁業許可又は起業認可の内容の変更の許可（第十六条）

ニ 許可証の書換交付及び再交付（第二十九条）

別表第一地方振興事務所長の専決事項の項第三十六号ホ中「第四十五条」を「第五十条」に改め、同号へ中「及び」を「」に改め、「行うもの」の下に「並びにしるさけ及びあゆを対象とするもの」を加え、「第四十八条」を「第五十二条」に改め、同項中第三十七号を削り、第三十八号を第三十七号とし、第三十九号を第三十八号とする。

別表第四農業振興部長の専決事項の項第八号中「肥料取締法」を「肥料の品質の確保等に関する法律」に改め、同号ホ中「指定配合肥料」を「指定混合肥料」に改め、同号中ヌを削り、同表水産漁港部長の専決事項の項第六号を次のように改める。

六 漁業法の施行に関する次のこと。

イ 漁場等の標識の設置命令（第百二十二条）

ロ 特定水産動植物の採捕の禁止に関する適用除外の許可（採捕の区域が所管区域を超えるものを除く。）（第百三十二条、漁業法施行規則第四十二条）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第七号中「第六十六条」を「第五十七条」に改め、同号イ中「第七条」を「第四条」に改め、同号ニを削り、同号ハ中「又は」を「及び」に、「第十九条」を「第二十九条」に改め、同号ハを同号ニとし、同号ロ中「漁業許可」の下に「又は起業認可」を加え、同号ロを同号ハとし、同号イの次に次のように加える。

ロ 漁業の起業の認可（第六条）

別表第四水産漁港部長の専決事項の項第七号ホ中「第四十五条」を「第五十条」に改め、同号へ中「及び」を「」に改め、「行うもの」の下に「並びにしるさけ及びあゆを対象とするもの」を加え、「第四十八条」を「第五十二条」に改め、同項中第八号を削り、第九号を第八号とし、第十号から第二十一号までを一号ずつ繰り上げる。

附 則

この訓令は、令和二年十二月一日から施行する。

告 示

○宮城県告示第九百二十八号

漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第十四条第一項の規定により、宮城県資源管理方針を次のように定めたので、同条第六項の規定により公表する。

令和二年十二月一日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県資源管理方針

第一 資源管理に関する基本的な事項

1 漁業の状況

本県の水産業は、平成三十年の生産量で二六・六万トン、生産額は七百八十八・七億円にのぼり、全国的には上位に位置している。また、漁業就業者数は、約六千人であり、多くの沿岸地域においては、水産業は中核的な産業となっている。このように水産業は、本県の均衡ある発展を図るためにも極めて重要な産業であり、今後とも水産業の発展を図っていくためには、水産資源を適切に管理し、合理的に利用していくことが必要である。

2 本県の責務

本県は、漁業法（以下「法」という。）第六条の規定により、国とともに、資源管理を適切に

実施する責務を有する。このため、国と協力しつつ、本県の管轄する水面の資源調査、資源評価及び資源管理を行うとともに、法第十条第一項の規定により、必要と認めるときは、農林水産大臣に対し、資源評価が行われていない水産資源について資源評価の要請を行うものとする。

第二 特定水産資源ごとの知事管理区分

知事管理区分は、特定水産資源ごとに漁獲量の管理を行うため、知事が設定する管理区分であり、管理区分ごとに少なくとも以下の事項を定めるものとする。

- (一) 水域
- (二) 対象とする漁業
- (三) 漁獲可能期間

第三 特定水産資源ごとの漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

1 漁獲可能量

漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準は、漁獲実績を基礎とし、当該特定水産資源を漁獲対象とする漁業の実態その他の事情を勘案して、特定水産資源ごとに定めることとする。

2 留保枠の設定

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等に対応するため、特定水産資源ごとに漁獲可能量に留保枠を設けることができることとする。

3 数量の融通

年によって異なる漁場形成の変動や想定外の来遊等により生じる、それぞれの知事管理区分に配分した数量の過不足が漁業者及び関連業者に与える影響を少なくするため、1及び2の規定による配分後の関係団体による要望及び知事管理区分ごとの知事管理漁獲可能量の消化状況を踏まえて、知事管理区分間における数量の融通を可能な範囲で行い、それぞれの知事管理区分に配分することで、当該影響の緩和に努めるものとする。

第四 知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法

知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法は、漁獲割当てによる管理を基本とする。それ以外の知事管理区分については、漁獲量の総量の管理を行うが、科学的知見の蓄積、漁獲量等の報告体制の整備等が整ったものから、順次、漁獲割当てによる管理に移行するものとする。

第五 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

1 特定水産資源

特定水産資源については、資源管理基本方針（令和二年農林水産省告示第九百八十二号）に即して、当該特定水産資源ごとの資源管理の目標の達成に効果があると認める場合には、小型魚の漁獲を避けるための網目等の漁具の制限等、漁獲可能量による管理以外の管理手法を活用し、

漁獲可能量による管理と組み合わせる資源管理を行うものとする。

また、当該特定水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

2 特定水産資源以外の水産資源

特定水産資源以外の水産資源については、資源管理基本方針に即して、当該水産資源ごとの資源管理の目標の達成に向け、最新の資源評価及び漁獲シナリオにより導かれる漁獲圧力の管理を適切に行うために、必要と考えられる資源管理の手法による管理を組み合わせ、資源管理を行うものとする。

法第十一条第二項第二号の資源管理の目標を定めるに当たって必要な資源評価が行われていない場合には当該資源評価が行われるまでの間は、利用可能な最新の科学的知見を用いて資源管理の方向性を設定することとする。

また、当該特定水産資源以外の水産資源の採捕をする者による法第二百二十四条第一項の協定の締結を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

3 漁業者自身による自主的な取組

知事は、漁業者による法第二百二十四条第一項の協定を促進し、認定した協定を公表するとともに、当該協定に参加している者自らによる当該協定の実施状況の定期的な検証及び取組内容の改良並びにこれらの結果の知事への報告が行われるよう指導を行うものとする。

第六 その他資源管理に関する重要事項

1 漁獲量等の情報の収集

(一) 漁獲量や漁獲状況に関する情報は、資源状況や環境変動が資源に与える影響等を把握するために有益であり、資源評価の精度を上げるために重要である。また、資源管理措置の遵守状況のモニタリング等、適切な資源管理を行うためにも重要である。

(二) 漁獲量等の情報は、法第二十六条第一項又は第三十条第一項の規定による漁獲可能量による管理として行うもののほか、法第五十八条において準用する法第五十二条第一項の規定による知事許可漁業の許可を受けた者による資源管理の状況等の報告、法第九十条第一項の規定による漁業権者による資源管理の状況等の報告においても報告が義務付けられている。これらの報告により収集した情報を農林水産大臣へ報告し、農林水産大臣及び知事が相互に漁獲量等の情

報を共有することにより、適切な資源管理に向けてこれらの情報を活用していくこととする。

(三) これらの報告による漁獲量等の情報の収集の重要性を踏まえて、より迅速かつ効率的に情報を収集することができるよう、国と連携しつつ、漁業者や漁業協同組合、市場等から漁獲量等の情報を電子的に収集、蓄積するシステムの構築を進めるとともに、データを一元的に集約し、用途に応じて編集、処理することで、適切な資源管理に向けてこれらの情報の活用が図られるようにする。

2 資源管理の進め方

新たな資源管理の推進に当たっては、漁業者その他の関係者の理解と協力を得た上で、着実に実行していくものとする。

3 種苗放流等の取組

種苗生産・放流・育成管理（以下「種苗放流等」という。）の取組は、資源管理の一環として実施することから、対象となる水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。新たに種苗放流等を実施する水産資源については、資源水準の回復にその取組の有効性が認められる場合に、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとし、当該水産資源の資源評価を踏まえ、その効果を検証することとする。

これまで種苗放流等を実施してきた水産資源については、種苗放流等の効果の検証の結果、その取組の有効性が認められるものであつて、その達成の目的を達成していないものは、適切な資源管理措置と併せて種苗放流等を実施することとする。

なお、当該検証の結果、当該水産資源の達成の目的を達成したもののやその効果の認められないものは、種苗放流等を実施しないこととする。

4 遊漁者に対する指導

遊漁者に対し、資源管理基本方針及び宮城県資源管理方針に基づく資源管理の実施について協力するよう指導するものとする。

5 その他

特になし

第七 宮城県資源管理方針の検討

法第十四条第八項に定める場合のほか、直近の資源評価、最新の科学的知見、漁業の動向その他の事情を勘案して、おおむね五年ごとに、この資源管理方針についての検討を行うとともに、この資源管理方針に記載されている個別の水産資源についても少なくとも五年ごとに見直しを行うものとする。

第八 個別の水産資源についての具体的な資源管理方針

1 まいわし太平洋系群

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

(1) まいわし定置網漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ) の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

定置網漁業（法第六十条第三項及び第五項第二号に掲げる漁業をいう。）

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(イ) 当該管理年度中（ロ）に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月の十日まで

(ロ) 知事が法第三十一条の規定による公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から三日以内

(2) まいわし漁船漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

(ロ) の対象とする漁業が、まいわしの採捕を行う水域

(ロ) 対象とする漁業

まいわし棒受網漁業（宮城県漁業調整規則（令和二年宮城県規則第百三号）第五十二条の規定による特別採捕許可）、その他宮城県に住所又は主たる事務所の所在地がある者がまいわしを採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

(イ) 当該管理年度中（ロ）に規定する場合を除く。）

<p>2</p> <p>まあじ</p> <p>(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等 まあじ漁業</p> <p>イ 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(イ) 水域</p> <p>(ロ) 対象とする漁業が、まあじの採捕を行う水域</p> <p>(ロ) 対象とする漁業</p> <p>定置網漁業（法第六十条第三項及び第五項第二号に掲げる漁業をいう。）、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がまあじを採捕する全ての漁業</p> <p>(ハ) 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>ロ 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。</p> <p>(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量をまあじ漁業に配分する。</p> <p>(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>定置網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を</p>	<p>陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで</p> <p>(ロ) 宮城県知事が法第三十一条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで 陸揚げした日から三日以内</p> <p>(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、まいわし定置網漁業及びまいわし漁船漁業の知事管理区分における漁獲実績に応じて、宮城海区漁業調整委員会の見解を聴いた上で、それぞれの知事管理区分に配分するものとする。</p> <p>(二) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>特になし</p> <p>(四) その他資源管理に関する重要事項</p> <p>知事管理区分の漁獲量の公表について</p> <p>法第三十一条に規定する場合に該当するかどうかについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の八割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。</p>
<p>4</p> <p>くろまぐろ（小型魚）</p> <p>(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量をさんま漁業に配分する。</p> <p>(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>さんま棒受網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、四百五十隻日とする。</p> <p>(四) その他資源管理に関する重要事項</p> <p>特になし</p>	<p>3</p> <p>さんま</p> <p>(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等</p> <p>さんま漁業</p> <p>イ 当該知事管理区分を構成する事項</p> <p>(イ) 水域</p> <p>(ロ) 対象とする漁業が、さんまの採捕を行う水域</p> <p>(ロ) 対象とする漁業</p> <p>さんま棒受網漁業（十トン未満）（法第五十七条第一項及び北海道漁業調整規則（令和二年北海道規則第九十四号）第五条第十項に掲げる漁業をいう。）、さんま流し網漁業（十トン未満）（法第五十七条第一項及び北海道漁業調整規則第五条第十項に掲げる漁業をいう。）、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がさんまを採捕する全ての漁業</p> <p>(ハ) 漁獲可能期間</p> <p>周年</p> <p>ロ 漁獲量の管理の手法等</p> <p>当該知事管理区分における管理の手法は、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は陸揚げした日からその属する月の翌月の十日までとする。</p> <p>(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準</p> <p>全量をさんま漁業に配分する。</p> <p>(三) 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項</p> <p>さんま棒受網漁業においては、漁獲可能量による管理以外の手法として、漁獲努力量による管理を合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、年間操業日数三百三十日とする。</p> <p>(四) その他資源管理に関する重要事項</p> <p>特になし</p> <p>合わせて行うこととする。この場合における当該漁業に係る漁獲努力量の上限は、年間操業日数三百三十日とする。</p>

くろまぐろ（小型魚）漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

「中西部太平洋条約海域」（漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和三十八年農林省令第五号。）第一条第一項第一号に掲げる海域をいう。以下同じ。）

(ロ) 対象とする漁業

定置網漁業（法第六十条第三項及び第五項第二号に掲げる漁業をいう。）、法第二百二十一条に基づく広域漁業委員会指示で定める沿岸くろまぐろ漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（小型魚）を採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は数量明示の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(イ) 当該管理年度中（ロ）に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで

(ロ) 知事が法第三十一条の規定により公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から三日以内（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで。）

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね九割をくろまぐろ（小型魚）管理区分に配分し、残りのおおむね一割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、宮城海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第三十一条に規定する場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の七割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。

5 くろまぐろ（大型魚）

(一) 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

くろまぐろ（大型魚）漁業

イ 当該知事管理区分を構成する事項

(イ) 水域

中西部太平洋条約海域

(ロ) 対象とする漁業

定置網漁業（法第六十条第三項及び第五項第二号に掲げる漁業をいう。）、法第二百二十一条に基づく広域漁業調整委員会指示で定める沿岸くろまぐろ漁業、その他宮城県に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ（大型魚）を採捕する全ての漁業

(ハ) 漁獲可能期間

周年

ロ 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は数量明示の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は次のとおりとする。

(イ) 当該管理年度中（ロ）に規定する場合を除く。）

陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで

(ロ) 知事が法第三十一条の規定に基づく公表をした日から当該管理年度の末日まで

陸揚げした日から三日以内（漁獲可能量の追加配分等により当該大臣管理区分の漁獲量の総量が当該大臣管理漁獲可能量を超えるおそれなくなつたと認めるときは、陸揚げした日からその属する月の翌月十日まで。）

(二) 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量のうち、おおむね九割をくろまぐろ（大型魚）管理区分に配分し、残りのおおむね一割を本県の留保枠とする。また、当該留保枠については、それぞれの知事管理区分における資源管理の取組状況、当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、宮城海区漁業調整委員会の意見を聴いた上で、必要とする知事管理区分に配分するものとする。

(三) その他資源管理に関する重要事項

知事管理区分の漁獲量の公表について

法第三十一条に規定する場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当

該知事管理漁獲可能量の七割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。